

平成 2 1 年度
全国健康保険協会
事業計画及び予算
【船員保険事業】

(案)

対象期間：平成 2 2 年 1 月 1 日～平成 2 2 年 3 月 3 1 日

・事業運営の基本方針

協会が新たに船員保険事業を運営するに当たっては、協会の理念（基本使命・キーコンセプト）に立脚した上で、下記の基本的な考え方に立って事業運営に取り組む。

【基本的な考え方】

船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む。

協会が担う使命を踏まえ、次の事項を船員保険事業運営の基本方針とする。

- ・ ニーズを踏まえた加入者本位のサービスの提供
- ・ 透明かつ公正で効率的な事業運営
- ・ 保険者としての健全な財政運営

【平成 21 年度の事業運営の基本方針】

協会における船員保険事業運営の初年度であり、平成 22 年度との連続性にも配慮した上で、次の基本方針のもとに事業運営を行う。

（ 1 ）ニーズを踏まえた加入者本位のサービスの提供

船員労働の特性に応じた事業ニーズを十分に踏まえるとともに、利用者の視点に立ち、常にサービスの向上に努める。

船員労働の特性に応じた事業ニーズへの的確な対応

- ・ 職務外の疾病給付、ILO 条約や船員保険法に基づく独自給付を迅速かつ確実に給付する。
- ・ 無線医療助言事業や洋上救急事業等の船員に対する医療、巡回健診による保健事業、保養施設による保養事業などの保健・福祉事業を適切に実施する。
- ・ 加入者のニーズや船員関係者のご意見を踏まえ、保健・福祉事業がより実効性のあるものとなるよう、常に、事業内容の見直し・改善に努める。

加入者の視点に立ったサービスの向上

- ・ 加入者のご意見や要望等を適切に受け止め、業務やサービスの改善に反映させる。
- ・ 事業運営の効率性を図る観点から、協会本部（船員保険部）での業務の集中的な執行・管理を行うことを基本とし、システム化による本部一括処理による事務処理の迅速化に努める。併せて、全国各地の加入者に制度利用上のご不便が生じないように、最大限の工夫を行う。

（２）透明かつ公正で効率的な事業運営

積極的な広報・情報開示を行うとともに、船員関係者のご意見を適切に反映し、信頼に応えられる事業運営に努めるとともに、PDCA（計画・実効・評価・改善）サイクルの適切な機能等を通じ、事業運営の効率化を図る。

積極的な広報と情報開示

- ・ ホームページ等を活用し、制度を正しくご理解、ご利用いただけるよう積極的な広報を行うとともに、事業運営に関する船員保険協議会などの場での議論を迅速に公表するなど積極的な情報開示に努める。

船員関係者の意見の適切な反映

- ・ 船員保険協議会における十分な議論などを通じ、船員関係者のご意見が事業運営に適切に反映されるよう努める。
- ・ 船員関係者のご意見の適切な反映を基本としつつ、協会の運営委員会での議論などを通じ、公正で幅広い信頼に応えられる事業運営に努める。

効率的な事業運営

- ・ 協会内部においてガバナンス機能が適切に機能する組織運営に努めるとともに、船員保険協議会等の議論の事業運営への反映などを通じ、PDCA（計画・実効・評価・改善）サイクルを適切に機能させる。
- ・ コンプライアンス(法令等規律遵守)及び個人情報保護の徹底や、内部監査及び外部監査などを通じ、適正な事業運営に努める。

(3) 保険者としての健全な財政運営

保険者として健全な財政運営に努める。

保険者としての健全な財政運営

- ・ 疾病給付費や保険料収入の動向の的確な把握など、健全な財政運営の基盤となる基礎データの収集・分析に努める。
- ・ 毎事業年度の事業計画・収支予算に基づく事業・予算の執行管理の適正を期するとともに、必要に応じた保険料率の見直しと積立金の適正な管理を通じ、保険者としての健全な財政運営に努める。

(4) 業務・サービスの円滑な移行

制度の円滑な移行に向けて、広報活動や問い合わせへの対応などを的確に行い、効果的かつ効率的なサービスを提供する。

国からの業務・サービスの円滑な移行

- ・ 今回の船員保険制度改正は、労働者災害補償保険相当部分及び雇用保険相当部分の一般制度への統合と、新船員保険制度の協会への移管を含む大きな改正であることから、制度を正しくご理解、ご利用いただけるよう積極的な広報、各種問い合わせへの的確な対応などに努める。

新たな被保険者証への切替えの円滑・着実な実施

- ・ 現在の被保険者証の有効期限が平成22年8月末日とされていることから、平成22年8月までの間に、新たな被保険者証への切替えを円滑・着実に実施するよう計画的に進めるための準備を行う。

(5) 新たな組織基盤の早期の確立

非公務員型の組織としての協会の組織風土・文化に立脚し、船員保険部門においても、コミュニケーションやチームワークを重視する組織運営やスタッフへの積極的な研修などを通じ、早期の組織基盤の確立に努める。

コミュニケーションやチームワークを重視する組織運営

- ・ コミュニケーションやチームワークを大切にし、一人ひとりのスタッフが働きがいを持ち、意欲と能力を発揮できる組織風土・文化の早期確立に努める。

スタッフに対する研修の積極的な実施

- ・ スタッフに対する研修の計画的・積極的な実施を通じ、組織としての専門性や業務・サービス水準の向上に努める。

重点事項

1. 保険運営の企画・実施

(1) 保険給付費の適正かつ確実な支払い

- ・ 職務外疾病部門、職務上特別給付部門、経過措置として協会が支給することとされた職務上年金などの保険給付を適正かつ確実に支払う。

(2) 保険者としての総合的な取組みの推進

- ・ 加入者の疾病の予防や健康増進、医療費適正化のため、以下のような取組みを総合的に推進していくものとする。
 - 医療に関する情報提供
 - 保健事業の効果的な推進
 - 効果的なレセプト点検の推進 等

(3) 情報提供・広報の充実

- ・ 加入者に対する情報提供や広報については、ホームページのほか、定期的なお知らせを実施するとともに、加入者の視点からわかりやすい積極的な情報提供を行う。

(4) 安定的な財政運営の確保

- ・ 船員保険財政については、財政運営の状況を適切に把握・検証し、安定的な財政運営を確保する。

(5) 業務・サービスの円滑な移行

- ・ 国からの移行時にサービスが切れ目なく提供できるよう、適切な広報を行うとともに、業務やサービスを確実かつ円滑に移行させる。このため、システムの切替に際しては、円滑な業務・システムの移行に万全を期すとともに、新システムの早期安定化を図るための管理運用体制を敷く。
- ・ 日本年金機構が行う適用・徴収業務と適切な連携のもとに、速やかに被保険者証を作成し、迅速な発行に努める。なお、現行の被保険者証については、平成22年1月以降も引き続き使用できるようにした上で、平成22年8月末日までに新たな被保険者証への切替えを順次行う。
- ・ 疾病任意継続被保険者の保険料については、コンビニエンスストアでの納付やインターネット等を活用した電子納付を可能とする。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(1) サービス向上のための取組

- ・ 船員保険給付については、申請の受付けから給付金の振込みまでの期間をサービススタンダードとして定め、その順守状況を適切に管理し、着実に実施する。
- ・ 教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、加入者等に対する接遇の向上を図るなど、加入者等の満足度を高める。
- ・ 申請書等の様式や記載要領、パンフレット等については、加入者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を進める。

(2) 各種申請等の受付体制等の整備

- ・ 各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、都道府県支部及びコールセンター機能等を活用し、効果的かつ効率的にサービスを提供する。

(3) レセプト点検の効果的な推進

- ・ システムによるレセプト抽出機能の活用や、点検情報の共有化、研修の教育充実を通じて、点検技術の向上を図り、効果的なレセプト点検を推進する。
- ・ 今後を見据えた点検体制及び保健事業等との連携活用の検討を進める。

3. 保健・福祉事業の着実な実施

(1) 保健事業の効果的な推進

- ・ 保健事業については、船員労働の特殊性を踏まえたサービスの向上を図るよう、外部委託事業者のノウハウを活用し、健診及び保健指導を中核として、保健事業の効果的な推進を図るものとする。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

- ・ 特定健康診査及び特定保健指導については、外部委託事業者のノウハウを活用し、適切な広報を通じて、被扶養者への定着を進めるなど、健診受診率や保健指導の実施率の向上を図る。
- ・ 被扶養者については、受診券(利用券)を交付し、地域の診療所等で健診が受診できるようにするなど、受診しやすい健診とする。

(3) 福祉事業の着実な実施

- ・ 無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療の援護を行うなど、船員労働の特殊性を踏まえ、福祉事業の着実な実施を図る。
- ・ 船員の海上勤務の特殊性を踏まえて、疲労回復、静養、家族との団欒の場の提供を目的とした事業を通し、船員の福利厚生の向上を図る。

4. 組織運営及び業務改革

組織運営及び業務改革等については、健康保険部門との連携及び情報共有を適切に図り、一体となって取り組むものとする。

事業体系

事項		内容
保険運営の 企画・実施	船員保険協議会の 運営	船員保険協議会の運営を行う。
	保険料率の設定	必要に応じて、一般保険料率（疾病保険料率・災害保健福祉保険料率）及び介護保険料率の見直しを行う。
	財政運営	船員保険の財政運営を行う。
	運営の企画	加入者の疾病の予防や健康増進、医療費適正化や業務改革、サービス向上等に関する企画を行い、保険者としての取組みの統合的な推進を図る。
	統計	船員保険事業に関する統計を作成する。
	広報・情報発信等	広報、関係方面への情報発信や情報提供を行う。
船員保険給 付等	船員保険被保険者 証の交付	健康保険証の交付を行う（平成22年8月までに、順次新たな被保険者証への切替えを行う） ・被保険者数：63千人、被扶養者数：83千人
	保険給付	船員保険の給付を行う。 【職務外疾病給付】 ・現物給付（保険医療機関等に対しては社会保険診療報酬支払基金を通じて医療費の支払いを行う。審査支払手数料は114円20銭） ・現金給付（傷病手当金、高額療養費、出産手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、療養費等） 【独自給付】 ・休業手当金、下船後の療養補償、職務上年金（上乘せ給付）、行方不明手当金等
	レセプトの点検	レセプトの資格点検・内容点検・外傷点検を行う。 ・レセプト件数：1,388千件（年間） ・レセプトオンライン化に対応
	疾病任意継続被保 険者業務	疾病任意継続被保険者の資格の登録、保険料の収納等を行う。 ・疾病任意継続被保険者：3千人
	相談等	支部の窓口やコールセンター機能を活用し、各種申請等の受付や相談等を行う。
	情報提供	医療費通知（医療費に関する情報提供）等を行う。

保健・福祉事業	健診	<p>外部委託事業者への委託により健診事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者（35歳以上の者）については、生活習慣病予防健診を行い、その費用の一部を負担する。 ・被扶養者（40歳以上75歳未満）については、特定健康診査を行い、その費用の一部を負担する。 ・被保険者に対し、胃部・胸部レントゲン検査、乳がん・子宮がん検査、肝炎ウィルス検査を実施する。 <p>【目標】・特定健康診査実施率：被保険者42.5%、被扶養者43.8% （船員健康証明からの情報提供：被保険者20%）</p>
	保健指導	<p>外部委託事業者への委託により特定保健指導を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果に基づき保健指導（情報提供、動機づけ支援、積極的支援、その他支援）を実施する。 <p>【目標】・特定保健指導実施率：被保険者26.2%、被扶養者26.2%</p>
	無線医療相談事業等	無線医療助言事業や洋上救急事業等を行う。
	特別支給金等の支給	特別支給金、就学等援護費の支給を行う。
	高額療養費等の貸付	高額療養費や出産費用の貸付けを行う。
	保養事業	保養施設による保養事業などを行う。
その他	保険料に係る広報等	保険料の納付に関する広報や勧奨を行う。

収入収支予算(船員保険勘定:H.22.1.1～H.22.3.31)(案)

(単位:百万円)

区 別	金 額
収 入	
保険料等交付金	15,663
承継保険料	3,000
疾病任意継続被保険者保険料	365
国庫補助金	864
国庫負担金	31
職務上年金給付費等交付金	1,304
貸付返済金収入	2
運用収入	0
短期借入金	0
寄付金	0
雑収入	114
準備金戻入	0
積立金戻入(被保険者負担軽減分)	81
計	21,424
支 出	
保険給付費	7,603
拠出金等	4,115
前期高齢者納付金	1,561
後期高齢者支援金	2,142
老人保健拠出金	0
退職者給付拠出金	411
病床転換支援金	1
介護納付金	1,067
業務経費	503
保険給付等業務経費	49
レセプト業務経費	9
保健事業経費	240
福祉事業経費	198
その他業務経費	6
一般管理費	659
人件費	72
福利厚生費	1
一般事務経費	585
貸付金	0
借入金償還金	0
雑支出	6
予備費	80
準備金繰入	7,391
翌年度繰越	0
計	21,424